

# 令和8年度 「静岡県医学修学研修資金」募集要項

静岡県は、医学部生、大学院等に在学中の医師または県が指定する診療科の専攻医を対象に「静岡県医学修学研修資金」の令和8年度貸与希望者を募集します。

この「静岡県医学修学研修資金」の貸与は、将来、医師として静岡県の地域医療に貢献していただくころごしを持った皆さんを支援するために行っているものです。

**大学卒業等の後、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等で勤務していただくことにより、貸与した修学研修資金全額の返還を免除します。**

制度の概要は以下のとおりです。

(注) 専攻医：臨床研修修了後、医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修を受けている医師。  
ただし、産科、小児科、麻酔科に限る。

**※ 本募集は、令和8年度静岡県一般会計予算の成立を条件とします。**

(予算は、静岡県議会2月定例会(2月17日～3月16日)で審議されます。)

## 1 募集期間

**一般枠** 令和8年3月16日(月)から  
令和8年5月15日(金)まで(応募書類必着)

## 2 応募資格

**医学部生、大学院在学中の医師(いずれも原則1年生)または県が指定する診療科の専攻医で、将来、医師として、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等に勤務する意思のある方。**

他県または県内市町等から**同種の奨学金(卒業後の医師としての就業先を制限する条件(返還免除条件として定める場合を含む)のある奨学金・貸付金)の給付を受けている、または受ける予定の方は応募の対象外**とさせていただきます。

※医学部に合格し、入学手続きを完了させた後、応募をしてください。

## 3 貸与金額

**年間240万円(月額20万円×12ヶ月)**

\* 1年分を一括で、本人名義の口座に振り込みます。

**4 制度の概要**

(本ページは3ページと見開きページです)

募集 枠	<b>一般枠</b>							
	<b>医学部生または 大学院在学中の医師</b>	<b>専攻医</b>						
	<b>45名</b>							
貸与期間	<p>1年生から大学または大学院の卒業までの正規の修業年限を原則とします（<b>医学部生は6年間、大学院在学中の医師は4年間</b>）。</p> <p>※令和8年度編入者及びやむを得ない経済的事項のある方については、2年生以上の貸与を認める場合があります。</p> <p>※<b>貸与開始後は卒業まで貸与を継続することとし、途中学年で継続辞退は認められません。</b></p>	<p>貸与期間は1年間とし、継続可能です。</p> <p>※ <b>通算3年間を限度</b>とします。</p>						
返還免除の条件	<p><b>以下の要件を満たしたときに、貸与した資金全額の返還を免除します。</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(1) 大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了すること。</p> <p>(2) <b>静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6ページの別表1参照）のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する機関で、医師として修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること（医学部生から貸与を受けた者は、県の指定する地域※での4年以上の勤務を含む）。</b></p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>専門研修修了後、静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6ページの別表1参照）のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する機関で、産科、小児科、麻酔科のいずれかの診療科の医師として、修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること。</b></p> </td> </tr> </table> <p>※静岡県保健医療計画に定める医師多数区域以外を想定しています。</p> <p>※返還免除を受けるための勤務（＝貸与期間の1.5倍の期間の勤務）は、以下に</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">医学部生の場合</td> <td style="width: 50%;"><b>大学卒業後、貸与期間の2倍の期間に4年を</b></td> </tr> <tr> <td>大学院生、専攻医の場合</td> <td><b>課程（研修）修了後、貸与期間の2倍の期間</b></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 出産・育児で休業等をした場合は、その休</p> <p>※ <b>県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間おりとなります。</b></p>		<p>(1) 大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了すること。</p> <p>(2) <b>静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6ページの別表1参照）のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する機関で、医師として修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること（医学部生から貸与を受けた者は、県の指定する地域※での4年以上の勤務を含む）。</b></p>	<p><b>専門研修修了後、静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6ページの別表1参照）のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する機関で、産科、小児科、麻酔科のいずれかの診療科の医師として、修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること。</b></p>	医学部生の場合	<b>大学卒業後、貸与期間の2倍の期間に4年を</b>	大学院生、専攻医の場合	<b>課程（研修）修了後、貸与期間の2倍の期間</b>
<p>(1) 大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了すること。</p> <p>(2) <b>静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6ページの別表1参照）のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する機関で、医師として修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること（医学部生から貸与を受けた者は、県の指定する地域※での4年以上の勤務を含む）。</b></p>	<p><b>専門研修修了後、静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6ページの別表1参照）のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する機関で、産科、小児科、麻酔科のいずれかの診療科の医師として、修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること。</b></p>							
医学部生の場合	<b>大学卒業後、貸与期間の2倍の期間に4年を</b>							
大学院生、専攻医の場合	<b>課程（研修）修了後、貸与期間の2倍の期間</b>							

(注) **大学特別枠**は、大学に一定の人数の貸与枠を設け、一般枠に優先して貸与するについては、ご自身の在籍する大学の学生課にお問い合わせください。

(本ページは2ページと見開きページです)

<b>大学特別枠 (注)</b>
<b>医学部生または 大学院在学中の医師</b>
<b>7人</b>
1年生から大学または大学院の卒業までの正規の修業年限を原則とします ( <b>医学部生は6年間、大学院在学中の医師は4年間</b> )。
※令和8年度編入者及びやむを得ない経済的事情のある方については、2年生以上の貸与を認める場合があります。
※貸与開始後は卒業まで貸与を継続することとし、 <b>途中学年で継続辞退は認められません。</b>

(1) 大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了すること。
(2) <b>静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等 (6ページの別表1参照)のうち、本人の意向を聴取し、大学と協議した上で県が個別に指定する機関で、医師として修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること (医学部生から貸与を受けた者は、県の指定する地域※での4年以上の勤務を含む)。</b>

**掲げる期間 (履行期限) が経過するまでに完了することが必要です。**

<b>加えた期間 (16年間) が経過するまで</b>
<b>が経過するまで</b>

業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します (7ページの別表2参照)。  
勤務をしたときの返還免除を受けるための勤務期間の計算は、7ページの別表3のと

制度です。首都圏、中京圏、関西圏の一部の大学に設けられていますので、その有無

## 5 返還

**返還免除を受けない場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利10%）を付して、一括で返還していただきます。**

- \* 6年間貸与を受けた場合の利息額はおよそ470万円程度です。
- \* 返還期限を遅れて返還する場合は、上記の返還金額に加えて、延滞利息（年利15%）を納付していただきます。

## 6 貸与の決定

書類審査及び面接審査により貸与を決定します。

- \* 面接の日時・場所・方法等は、後日、御連絡します。  
(令和8年6月頃に実施予定。Webでの実施可能性もあります。)
- \* 面接時に本人確認できる運転免許証、学生証等を御用意ください。

## 7 連帯保証人

**貸与を受けるには、以下の条件を満たす2名の連帯保証人を立てる必要があります。応募にあたって、連帯保証人の予定者をあらかじめ決めておいてください。**

- (1) 応募者が未成年の場合は、連帯保証人2名のうち1名は必ず**親権者（法定代理人）**とすること。
  - (2) 2名の連帯保証人は、それぞれ**別に独立して生計を営む者**であること（**連帯保証人2名を両親にすることはできません。**）
  - (3) 法的に保証能力を有し、万一応募者が返還できなくなったときに代わりに弁済する資力を有する者であること。
- \* 貸付決定後、連帯保証人2名に県指定申請書類への実印の押印及び印鑑登録証明書の提出をお願いする予定です。

## 8 応募方法

以下の応募書類を、募集期限（令和8年5月15日(金)必着）までに、4ページ記載の「静岡県のお問合せ先」あて郵送またはご持参ください。

書 類 名	
1	修学研修資金貸与申請書（様式第1号）
2	最終学歴の学業成績証明書（編入者の場合は別途お問い合わせください。） * 大学1年生の場合 ⇒ 高校等最終卒業学校の学業成績証明書
3	健康診断書（任意様式、応募の日から6ヶ月以内に受診したもの） ※受診項目：身長・体重・血圧・尿検査・胸部X線
4	履歴書（指定様式）
5	誓約書（指定様式）※押印してください。
6	応募理由書（指定様式） 以下の項目について具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 資金の貸与を受けたい理由（応募理由）</li> <li>イ 静岡県内の医療機関に勤務する意志・ビジョン等について</li> <li>ウ 静岡県の地域医療にどのような形で貢献したいと考えているか</li> </ul> ※アの応募理由については、イ・ウの内容と関連付けて具体的に記載してください。
7	戸籍抄本（応募の日から6ヶ月以内に市区町村が発行したもの）
8	令和7年分の源泉徴収票（写）または確定申告書（写） * 本人と生計を同一にしている者（未婚の方は両親、既婚の方は配偶者など）
9	研修実施計画書（様式第2号、専攻医として貸与を受けようとする者のみ）

\* 上記指定様式は、静岡県公式ホームページ内の下記制度案内ページからダウンロードできます。

「静岡県医学修学研修資金」貸与希望者募集ホームページアドレス  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/chiikiiryo/1040765/index.html>

※ 検索サイトで「静岡県医学修学研修資金」と入力して、上記ページを検索していただくこともできます。

\* 記載いただいた情報は、個人が特定可能な事項を除き、医学修学研修資金利用者の将来見通しなどの検討資料として活用させていただきます。

\* 将来の勤務先の指定方法については、こちらから御確認ください。→



### 静岡県のお問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県 健康福祉部 医療局 地域医療課 医師確保班

電話：054（221）2868 FAX：054（251）7188

●令和8年4月1日から、担当窓口が「医療人材課 医師確保班」に変わります。

※電話番号及びFAX番号は、変更ありません。

別表1 返還免除の条件に指定する静岡県内の公的医療機関等一覧(R 8. 2. 1時点)

地域名	圏域名	病 院 名	公的医療機関等	担っている役割・機能等									
				公的病院	支援地域医療	救命救急センター	院型施設(後方支援病)	精神科救急医療	災害拠点病院	災害拠点病院	へき地医療拠点	母子医療センター	小児救命救急センター
東部	賀茂	下田メディカルセンター	○	○									
		公益社団法人地域医療振興会伊豆今井浜病院	○							○			
		医療法人社団健育会西伊豆健育会病院	○							○			
		計	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0	
	熱海伊東	伊東市民病院	○	○	○					○			
		国際医療福祉大学熱海病院	○							○			
		熱海所記念病院	○							○			
		計	3	1	1	0	0	2	0	1	0	0	
	駿東田方	国立病院機構静岡医療センター	○		○					○			
		県立静岡がんセンター	○	○									
沼津市立病院		○	○	○	○				○				
裾野赤十字病院		○	○										
伊豆赤十字病院		○	○										
伊豆医療福祉センター		○	○										
JA静岡厚生連中伊豆温泉病院		○	○										
三島総合病院		○							○				
沼津中央病院		○							○				
フジ虎ノ門整形外科病院		○								○			
NTT東日本伊豆病院		○								○			
順天堂大学医学部附属静岡病院		○		○	○				○		○		
		計	12	6	3	2	1	4	1	2	1	0	
富士	富士宮市立病院	○	○	○					○				
	共立蒲原総合病院	○	○										
	富士市立中央病院	○	○	○					○				
	鷹岡病院	○							○				
	計	4	3	2	0	1	2	0	0	0	0		
中部	静岡	県立こころの医療センター	○	○					○				
		県立こども病院	○	○	○						○	○	
		県立総合病院	○	○	○	○				○			
		静岡市立静岡病院	○	○	○					○			
		静岡市立清水病院	○	○	○					○			
		静岡赤十字病院	○	○	○	○				○			
		静岡済生会総合病院	○	○	○	○				○			
		静岡厚生連静岡厚生病院	○	○									
		静岡厚生連清水厚生病院	○	○									
		清水駿府病院	○							○			
	JCHO清水さくら病院	○								○			
		計	11	9	6	3	2	5	1	2	1	1	
	志太榛原	島田市立総合医療センター	○	○	○					○			
		焼津市立総合病院	○	○	○					○			
		藤枝市立総合病院	○	○	○	○				○			
		榛原総合病院	○	○									
		コミュニティーホスピタル甲賀病院	○							○			
	計	5	4	3	1	0	3	0	1	0	0		
西部	中東遠	磐田市立総合病院	○	○	○	○			○				
		中東遠総合医療センター	○	○	○	○			○				
		聖隷袋井市民病院	○	○									
		市立御前崎総合病院	○	○									
		菊川市立総合病院	○	○									
	公立森町病院	○	○										
		計	6	6	2	2	0	2	0	0	0	0	
	西部	浜松労災病院	○		○								
		国立病院機構天竜病院	○							○			
		浜松医療センター	○	○	○	○				○			
浜松市リハビリテーション病院		○	○										
国民健康保険佐久間病院		○	○						○				
市立湖西病院		○	○										
浜松赤十字病院		○	○	○					○				
静岡厚生連遠州病院		○	○	○									
総合病院聖隷浜松病院		○		○	○					○			
総合病院聖隷三方原病院		○		○	○	○			○				
神経科浜松病院	○							○					
浜松医科大学医学部附属病院	○							○					
	計	12	6	6	3	1	5	2	2	1	0		
	計	56	36	23	11	5	23	4	10	3	1		

※網掛けは臨床研修実施施設

※本一覧表に記載されている医療機関以外にも、「公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関」として、勤務先を指定することがあります。

(聖隷沼津病院は小児科、産婦人科に限り、返還免除対象となります。)

**別表2** 出産・育児で休業等をした場合の履行期限の取扱い

休業等の区分	内容
産前産後休暇	<p>大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあつては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあつては専門研修修了後）に取得した産前産後休暇の期間に相当する期間、履行期限を延長します。</p>
育児休業	<p>大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあつては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあつては専門研修修了後）に取得した育児休業の期間に相当する期間、履行期限を延長します。</p>
育児短時間勤務	<p>県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合、次の計算式で算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。なお、算出した期間に1か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げることにします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{育児短時間勤務月数} - \text{育児短時間勤務月数} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}}{1}</math> </div>

**別表3** 育児短時間勤務に関する取扱い

区分	内容
計算式	<p>次の計算式により算出した期間を返還免除を受けるための勤務期間に算入します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{育児短時間勤務月数} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}}{1}</math> </div>